

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（759）」

2. 日時：平成30年3月12日 17時10分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

小林主任安全審査官、近田安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他12名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」及び「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」について、説明があった。

（2）原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。

（3）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第44条）
- ・柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等）
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第54条）

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）